基本情報フォーマットに定款事業を記載する必要性について

事業は、定款に記載することが義務付けられており、登記により公示されることで、市民に公開されるべきものとされている。

NPO法人は、定款に定められた事業を行うことが認められたものであり、市民が法人を評価するに当たっては、その事業内容が把握できるとともに、法人が定款に沿った事業を行っているか、確認できる仕組みが必要である。

こうした市民の評価に資するため、また、法人の適正な運営に資するため、基本 情報フォーマットに定款事業を記載すべきと考える。

1 市民の評価に資するため

- ・ 定款上の事業名、その事業の概要が記載されていれば、法人の活動が明らかとなり、市民が寄附を行う際の判断に資することができる。さらに、事業ごとの事業費が分かれば、その事業の規模をイメージしやすくなる。
- ・ 法人と取引を行う者にとっても、定款上の事業が明らかにされていれば、法人の理事等の活動が、法人の事業のために行っているものであることが分かり、取引をしやすくなる。
- ・ 定款上の事業名、事業の概要、事業費が記載されていれば、法人が定款に沿った事業を行っているか、市民が確認することができる。

2 法人の適正な運営に資するため

- ・ 法人が、定款外の事業を行った場合、法人の財産を費消することとなり法人 に損害を与えるほか、取引先等と法人の関係も不安定なものとなる。そうした ことから、理事をはじめ法人関係者は、常に定款の目的、事業を意識した適正 な法人運営が求められている。
- ・ 法人自らが、毎年度、基本情報フォーマットに事業名、事業の概要、事業費を入力することにより、定款の事業別に実施状況を確認することができ、定款に沿った事業実施を担保することができる。

(以上)

【参考】

民法

(法人の能力)

第三十四条 法人は、法令の規定に従い、定款その他の基本約款で定められた目的の範囲内において、権利を有し、義務を負う。

特定非営利活動促進法

(登記)

第七条 特定非営利活動法人は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。 2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもって第三者に対抗することができない。

(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の準用)

第八条 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成十八年法律第四十八号)第七十八条の規定は、特定非営利活動法人について準用する。 (定款)

- 第十一条 特定非営利活動法人の定款には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
 - 一 目的
 - 二 名称
 - 三 その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
 - 四 主たる事務所及びその他の事務所の所在地

五から十(略)

十一 その他の事業を行う場合には、その種類その他当該その他の事業に関する事項 十二から十四(略)

2から3(略)

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律

(代表者の行為についての損害賠償責任)

第七十八条 一般社団法人は、代表理事その他の代表者がその職務を行うについて第三者に加えた損害を賠償する責任を負う。

組合等登記令

(設立の登記)

- 第二条 組合等の設立の登記は、その主たる事務所の所在地において、設立の認可、出 資の払込みその他設立に必要な手続が終了した日から二週間以内にしなければならない。
- 2 前項の登記においては、次に掲げる事項を登記しなければならない。
 - 一 目的及び業務
 - 二 名称
 - 三 事務所の所在場所

四~五 (略)

「登記」の定義 (「法令用語辞典」(学陽書房)から抜粋)

一定の事項を広く公示するために、登記所に備える公簿(登記簿)に記載することをいう。…実質的には、それが主として権利の保護、取引の安全を図るために行われる点において、…登録と異なる。

登記の効果としては、登記をもって、一定の事項を第三者に対して主張し得るための要件(対抗要件)としているものと、進んで一定の事項の効力発生要件としているものとがある。…民法法人の設立登記は前者の例であり、会社の設立登記は後者の例である。

NPO法人基本情報フォーマット(NPOによる入力)

(案)

報告年月日*: 平成22年1月6日

			報告	者氏名*: 00	00
(*:必須入力事項) 1 組織情報			(当該	法人における役	:職*∶○○)
■ 法人・団体名称 *	佐 完非岩利汗	動法人 ●●●			
■ 所轄庁*	神奈川県				
■ 主たる事務所の所在地 *		●●町●丁目●			
■ 従たる事務所の所在地 *	なし				
■ 代表者氏名 *	••••				
■ 法人認証年月日*	2009年3月19	日			
■ 定款に記載された目的 *	者生活支援、	地域で生活する 環境教育、及び 合い相互理解と する。	社会教育に関	する事業を行い	、異世代が
	保健・医療・福祉 学術・文化・芸術 地域安全 男女共同参画社 科学技術の振興 消費者の保護	·スポーツ 12環境 口人権 会 ロ子ど ! 口経済	の保全		爰 J
■ 閲覧書類					
		事業報告書	財産目録	貸借対照表	収支計算書
	平成19年度	_	_	_	_
	平成20年度	0	0	0	0
	平成21年度	_	_	_	_

	事業報告書	財産目録	貸借対照表	収支計算書
平成19年度	_	_	_	_
平成20年度	0	0	0	0
平成21年度	_	_	_	_

999-999-9999 999-999-9999 ■ 公開用電話番号 ■ ファクス

■ ホームページ: http://www.xxx.or.jp/ メールアドレス xxxx@xxx.xxx.or.jp

■ 認定(認定NPO法人の場合は、以下の項目も入力)

認定年月日 999-999-9999

□相対値認定 □絶対値基準認定 □条例指定 □仮認定

2 財務情報

事業年度(直近の決算) 平成20年度

特定非営利活動の収支

収入総額	700,000
支出総額	686,504
事業費合計	660,000
人件費	0
管理費合計	26,504
人件費	0
収支差額	13,496

収	λ	山	計	
ЧΧ	ハ	ИЛ	ᇝ	

<u> </u>	
会費	0
寄附金	0
民間助成金	0
公的補助金	0
自主事業収入	0
介護事業収入	0
受託事業収入	0
公的受託収入	0
その他収入	700,000

特定非営利活動の貸借対照表

資産合計		13,496
流動	資産合計	13,496
	現預金	13,496
固定	資産合計	0

負債及び正味財産合計	13,496
負債合計	700,000
流動負債合計	700,000
固定負債合計	0
正味財産合計	686,504

その他事業の収支

収入総額	0
支出総額	0
事業費合計	0
人件費	0
管理費合計	0
人件費	0
収支差額	0

会計基準の導入	NPO法人会計基準	その他(その会計基準名)	

監査の実施 監事監査 公認会計士の監査 会計法人の監査

NPO法人基本情報フォーマット(NPOによる入力)

(案)

報告年月日*:平成22年1月6日

1 組織情報

(*:必須入力事項)

法人・団体名称 *

特定非営利活動法人

所轄庁*

神奈川県 (権限移譲により横浜市)

主たる事務所の所在地 *

横浜市戸塚区 丁目 番地

従たる事務所の所在地 *

なし

代表者氏名 *

設立登記年月日*

2009年3月26日

変更登記年月日(最新)*

変更なし

定款に記載された目的 *

この法人は、地域で生活するすべての人に対して、子育て支援、高齢者 生活支援、環境教育、及び社会教育に関する事業を行い、異世代がお互 いに認め合い相互理解と交流を深め、協力して活性化する社会の実現を 目的とする。

活動分野 *

✔保健・医療・福祉 **√**まちづくり ✓社会教育 学術・文化・芸術・スポーツ / 環境の保全 災害救援 地域安全 国際協力 人権• 平和 情報化社会

男女共同参画社会 ✓子どもの健全育成 経済活動の活性化 科学技術の振興

職業能力・雇用機会

消費者の保護

連絡・助言・援助

定款に記載された事業 * (1)特定非営利活動に係る事業

小学校の放課後児童支援事業

乳幼児から未就学児を対象にした地域子育て支援事業

青少年の健全な居場所づくり事業

環境教育事業

リサイクル商品等の物販事業

高齢者生活支援事業

シニア世代のキャリア能力活用事業

上記活動普及に関する他団体との交流、連携及び各種協働事業

(2) その他の事業

広告事業

社員総数 99 名

その他の会員 99 名

事務局体制

会員数*

有給常勤 99 名 有給非常勤 99 名 無給常勤 99 名 無給非常勤 99 名

公開用電話番号

999-999-9999

999-999-9999 ファクス

ホームページ: http://www.xxx.or.jp/

メールアドレス xxxx@xxx.xxx.or.jp

認定(認定NPO法人の場合は、以下の項目も入力)

認定年月日 9999年99月99日 有効期間

|9999年99月99日 ~ |9999年99月99日 まで

認定の要件[相対値認定

絶対値基準認定

仮認定] 条例指定

閲覧書類 定款

	事業報告書	財産目録	貸借対照表	収支計算書
平成19年度	-	-	-	-
平成20年度				
平成21年度	-	-	-	-

2	$H\rightarrow$	務	烓	扣
_	炽	化 新'	目	郑

事業年	年度((直近の決算)	平成20年度] ((平成:	21年	3月26日~平成21:	年9月30)日)
	非営利		業に関するもの						
	当期	収入合計	700,000		当期	支出	l合計		686,504
		入会金・会費	0			事業	費		660,000
		うち社員	0	<u>.</u>		ļ	児童支援事業		660,000
		寄附金	0	1					0
	内	民間助成金	0	1	内	管理			26 504
	訳	公的補助金 事業収入	0	1	訳		E具 備品消耗品		26,504 13,418
		借入金	700,000	-	н/ \		性的形形		13,086
		その他の事業会計	0	1			974.5 -		10,000
		からの繰入金収入	V			į			U
ļ		上記以外	0)					0
事		_	きいもの上位5つま	で))	SII	(- Int		NIZ = .
		款上の事業名*	分野*	-			がである。 またないでは、これである。 またないできない。		業費*
1	支援	学校の放課後児童 事業 	11 子どもの健全育成		田服レの試食		カ着用体験と宇宙 。		550,000
0	小点	学校の放課後児童	11	横	兵市内	の小	学生に、カブトム		400,000
2	支援	事業	子どもの健全育成				肥を寄付		100,000
3		学校の放課後児童 事業	11 子どもの健全育成	ペ・発見	ットボ射体験	トル	ロケットの工作と		10,000
4					20	年度	は実施せず		0
	<u> </u>								
5					20	年度	は実施せず		0
貸	借対則	烈表							
	資産	合計	13,496		負債	及ひ	『正味財産合計		13,496
		流動資産合計	13,496			負債	合計		700,000
		現預金	13,496	i			流動負債合計		700,000
		田宁多安人山					固定負債合計		0
		固定資産合計	0	1		止巧	<u> 財産合計</u>		686,504
	他の事	事業に関するも	の						
	当期		0	1	当期	支出	台計		0
'						事業	費		0
					内	管理	費		0
					訳		非営利活動に係る 会計への繰入金支出		0
	法で定められた場合の基準								
会計	基準(D導入 NP(D法人会計基準 ぞ	- თ	他 (そ	つ	会計基準名) 「		
監査(-		公認会計士の監査				(人の監査		
四旦(シンナバ	2 二十二月	ム心女川上の部は	3	ᄍ	n /Z	ハハい血且		